

2 決算概要の見方

1 主な用語について

(1) 基準財政需要額

普通交付税の算定に当たって、各地方公共団体が合理的、かつ標準的な水準の行政運営を行うために必要な一般財源の額を算定するものであり、行政項目ごとに次の算式により算出されるものである。

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$$

(2) 基準財政収入額

普通交付税の算定に当たって、各地方公共団体における法定普通税を中心とした税収入額を一定の方法により算定した額の75%相当額をいう。その算定は、①市町村民税や固定資産税などの税収入見込額の75%、②税交付金（利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・地方消費税交付金・ゴルフ場利用税交付金・自動車取得税交付金・軽油引取税交付金・国有資産等所在市町村交付金）の収入見込額の75%、③地方譲与税の収入見込額、④交通安全対策特別交付金の収入見込額、⑤児童手当特例交付金の交付額、⑥減収補てん特例交付金の交付額の75%、⑦特別交付金の交付額の75%を合算したものである。

なお、地方税などの収入の全額を基準財政収入額に算入しない(100%ではなく75%算入する)のは、基準財政収入額に算入されない残りの25%分は留保財源として手元に残るので、地方公共団体の徴税努力を削ぐことなく、地域の特性に応じた独自の施策を展開していく財源を残しておく等の理由からである。

$$\text{基準財政収入額} = \text{標準的な地方税収入} \times 75 / 100 + \text{地方譲与税} \times \text{等}$$

※地方譲与税とは … 地方揮発油譲与税・石油ガス譲与税・特別とん譲与税・自動車重量譲与税・航空機燃料譲与税の合算額

(3) 標準税収入額等

地方税及び地方譲与税等の収入見込額の理論値をいう。

$$\text{標準税収入額等} = \left[\text{基準財政収入額} - \left(\text{地方譲与税} \times \text{等} + \text{市町村民税所得割における税源移譲相当額の25\%} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{児童手当特例交付金} \right) \right] \times 100 / 75 + \text{地方譲与税} \times \text{等} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{児童手当特例交付金}$$

(4) 標準財政規模

各地方公共団体の財政規模を比較するにあたっては、予算や決算で比べる方法もあるが、国庫補助金や地方債など特定財源が含まれているため、各年度によってもばらつきがあり、単純に比較するのが難しい。

そのため、特定財源を控除し、地方税や普通交付税など通常経常的に収入されるであろう一般財源の額で比較するのが妥当である。これを標準財政規模といい、下記の算式によって算定される。

$$\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

(5) 財政力指数

財政基盤の強さを示す指標である。標準的な行政活動を行う財源をどのくらい自力で調達できるかを示した指標で、財政力指数が大きいほど財政力が強いとみることができる。通常過去3カ年の平均をいう。

原則、単年度で「1」以上の市町村には、普通交付税は交付されない。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

上記により算出した率の平成19年度～平成21年度の3カ年平均

(6) 翌年度に繰り越すべき財源

当該年度の歳出予算に計上されている経費を継続費逐次繰越し、繰越明許費の繰越等の手続きにより、翌年度に繰り越して使用することができる。この繰り越しに充てる財源のことをいう。

(7) 実質収支

歳入歳出差引額から、上記の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた、実質的な収入と支出との差をいう。つまり、本来当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額で、翌年度に繰り越すべき財源をその年度に履行したものとして収支の結果をとらえるものである。

$$\text{実質収支} = (\text{歳入総額} - \text{歳出総額}) - \text{翌年度に繰り越すべき財源}$$

(8) 単年度収支

実質収支が前年度以前からの収支の累積であり、その中には前年度の実質収支が黒字赤字を問わず持ちこまれているため、この部分を除いて当該年度だけの収支の結果をとらえるものである。

$$\text{単年度収支} = \text{実質収支} - \text{前年度の実質収支}$$

(9) 実質単年度収支

単年度収支の結果に表れない当該年度の財源留保措置等の状況をとらえるものである。即ち当該年度の歳出に含まれている積立金（減債基金及び特定目的基金への積立金除く。）及び公債費のうち地方債繰上償還金を黒字要素として加算し、当該年度の歳入に含まれている積立金取崩し額（減債基金及び特定目的基金の取崩し額除く。）を赤字要素として控除して、当該年度の歳入、歳出面にこれらの要素が仮に措置されなかったとした場合、単年度収支が実質的にどうなったかを見るものである。

$$\text{実質単年度収支} = \begin{array}{l} \text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立金} + \text{地方債繰上償還額} \\ - \text{財政調整基金取崩し額} \end{array}$$

(10) 実質収支比率

実質収支比率は下記の算式で算定される。実質収支は多額であればよいというものではなく、その妥当性を判断するために算出される比率で、経験的には3～5%が適当といわれている。

なお、平成19年度より分母に臨時財政対策債発行可能額が含まれる。

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(11) 経常一般財源等比率

経常一般財源等比率は下記の算式により算定される。標準財政規模は、特定財源を控除し、経常的に収入されるであろう一般財源の規模を表わし、経常一般財源等は経常的に収入される現実の一般財源等の額であるため、この両者を比較することにより、当該団体における一般財源等の「ゆとり」をみることができる。100%を超える度合いが高いほど、収入の安定性と自主性が高い。

なお、平成19年度より分母に臨時財政対策債発行可能額が含まれる。

$$\text{経常一般財源等比率} = \frac{\text{経常一般財源等}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(12) 公債費比率

地方債発行規模の妥当性を判断するための指標で、地方債の元利償還金の標準財政規模に対する割合である。経験的には15%を超えると財政の弾力性が阻害されると言われ、財政運営にも注意が必要である。

$$\text{公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{公債費充当一般財源等額} \\ \text{(繰上償還分を除く)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{災害復旧費として基準財政需要} \\ \text{額に算入された公債費} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} \\ - \text{災害復旧費として基準財政需要} \\ \text{額に算入された公債費} \end{array}} \times 100$$

(13) 起債制限比率

地方債の許可制限にかかる指標として地方債許可方針に規定されていたもの。

$$\text{起債制限比率} = \frac{A + B - C}{D - C} \times 100$$

A：地方債元利償還金（繰上償還分等を除く）等充当一般財源
B：PFI事業、五省協定・負担金等における債務負担行為充当一般財源等
C：災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費及び公債費に準ずる債務負担行為に係る支出額
D：標準財政規模
上記により算出した率の平成19年度～平成21年度の3カ年平均

(14) 公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指数の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合である。

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額（臨時財政対策債・減収補てん債（特例分）含む）}} \times 100$$

(15) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するための比率で、人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常一般財源や減収補てん債（特例分）及び臨時財政対策債がどの程度充当されているかをみる指標である。

つまり、この比率が低いほど財政構造に弾力性があることとなる。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的経費に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等総額} + \text{減収補てん債（特例分）} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(16) 実質赤字比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」）に規定された一般会計等の実質収支の赤字の程度を示す指標。団体の規模に応じた11.25%～15%以上となると早期健全化団体となり、早期健全化計画を策定することが義務付けられる。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(17) 連結実質赤字比率

地方公共団体の全会計の実質収支を連結し、赤字が発生している場合の程度を示す指標。財政健全化法に規定され、団体の規模に応じ、16.25%～20%以上となると早期健全化団体となる。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(18) 実質公債費比率

平成18年度から地方債の発行が許可制から協議制に移行した。このために従来の起債制限比率にかわり、この新しい比率で起債制限等を行うこととされ、財政健全化法の施行に伴い、健全化判断比率として規定をされた。

実質公債費比率が18%以上になると地方債許可団体に移行することとなり、25%以上になると早期健全化団体となる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{(E-D)} \times 100$$

A : 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）
B : 地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）
C : 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
D : 元利償還金及び準元利償還金のうち、基準財政需要額に算入された額
E : 標準財政規模
上記により算出した率の平成19年度～平成21年度の3カ年平均

(19) 将来負担比率

財政健全化法に規定された指標で、一般会計等の地方債残高や出資している法人への損失補償や会社の負債など、その団体が将来負担することとなる可能性があるものを指標化し、将来の財政負担の程度を示すもの。

350%以上になると早期健全化団体となる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{(A-B)}{(C-D)} \times 100$$

A : 将来負担額 一般会計等の地方債現在残高
債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号に該当するもの。）
公営企業会計等の地方債元金償還金に対する繰入見込額
加入する組合が起こした地方債元金償還の負担見込み額
退職手当の支給予定額
設立した法人等の負債、損失補償等の負担見込額
連結実質赤字額
組合等の連結実質赤字額

B : 充当可能財源 地方債の償還に充当可能な基金額及び特定財源
地方債現在高等の基準財政需要額への算入見込額

C : 標準財政規模

D : 元利償還金及び準元利償還金のうち、基準財政需要額に算入された額

(20) 徴 収 率 (納 税 率)

市町村税収入額の市町村税調定額に対する比率である。

$$\text{徴収率} = \frac{\text{市町村税収入額}}{\text{市町村税調定額}} \times 100$$

(21) 大 都 市

地方自治法第252条の19第1項の指定を受けた都市。いわゆる政令指定都市。
さいたま市が該当。

(22) 中 都 市

平成17年国調人口10万人以上の都市。

(23) 小 都 市

平成17年国調人口10万人未満の都市。

(24) 消費的経費

支出の効果が当該支出年度又は極めて短期的に終わる経費。

$$\text{消費的経費} = \text{人件費} + \text{物件費} + \text{維持補修費} + \text{扶助費} + \text{補助費等}$$

(25) 投資的経費

支出の効果が資本形成にむけられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費。

$$\text{投資的経費} = \text{普通建設事業費} + \text{災害復旧事業費} + \text{失業対策事業費}$$

2 会計区分について

(1) 普通会計

普通会計とは、公営事業会計（公営企業会計及び(2)～(6)）以外の会計を合算純計したものである。

(2) 収益事業会計

収益事業会計とは、競輪、競馬、小型自動車競走、モーターボート競走、宝くじ事業に係る会計である。

(3) 国民健康保険事業会計

国民健康保険の「事業勘定」及び「直診勘定」が含まれる。ただし、直診勘定に係る病床数 20 床以上の病院については、公営企業会計として取り扱っている。

(4) 老人保健医療事業会計

老人保健医療事業会計とは、旧老人保健法により市町村が行う老人保健医療事業に係る会計をいう。

(5) 後期高齢者医療事業会計

後期高齢者医療事業会計とは、高齢者の医療の確保に関する法律により市町村及び広域連合が行う後期高齢者医療事業に係る会計をいう。

(6) 介護保険事業会計

介護保険事業会計とは、介護保険法により市町村が行う介護保険事業に係る会計をいう。ただし、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの5つの施設により介護サービスを提供する事業については、公営企業会計の介護サービス事業として取り扱うものとする。

(7) 交通災害共済事業会計

交通災害共済事業会計は、直営方式と損保方式があるが、損保方式は普通会計に含め、直営方式のみを事業会計として計上した。

3 調査対象

調査対象となった団体は、平成 22 年 3 月 31 日現在の市町村、一部事務組合（広域連合含む）である。

普通会計	市町村 64 団体	一部事務組合 43 団体	広域連合 2 団体
国民健康保険事業会計	事業勘定 64	直診勘定 3	
老人保健医療事業会計	64 事業		
後期高齢者医療事業	64 事業		
介護保険事業会計	事業勘定 62（うち一部事務組合1）	サービス事業勘定 28	
収益事業会計	5 事業		
交通災害共済事業会計	7 事業		

4 調査期日

平成 22 年 5 月 31 日（出納閉鎖期日）現在

5 この調査において「人口1人当たり額」に用いられた人口は、平成 22 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口である。

6 構成比、各区分別経常収支比率については、各項目で端数処理をしているため、表上の計算と一致しない場合がある。

7 他の団体と比較検討する場合は、類型番号、平成 21 年度交付税種地区分、平成 22 年 3 月 31 日現在住民基本台帳人口等により類似している団体を選び行ってください。

○ 類型の設定基準の表（平成 17 年国勢調査の結果に基づいて行われた類型の組替えに従ったものである。）

ア 大都市（1 類型） さいたま市

イ 中核市（1 類型） 川越市

ウ 特例市（1 類型） 川口市、所沢市、越谷市、草加市、春日部市、熊谷市

エ 都市の類型設定基準

産業構造 類 型		Ⅱ次、Ⅲ次 95%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 95%未満	
		Ⅲ次 65%以上	Ⅲ次 65%未満	Ⅲ次 55%以上	Ⅲ次 55%未満
人 口		3	2	1	0
50,000 未満	I	I-3	I-2	I-1	I-0
50,000~100,000	II	II-3	II-2	II-1	II-0
100,000~150,000	III	III-3	III-2	III-1	III-0
150,000 超	IV	IV-3	IV-2	IV-1	IV-0

オ 町村の類型設定基準

産業構造 類 型		Ⅱ次、Ⅲ次 80%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 80%未満
		Ⅲ次 55%以上	Ⅲ次 55%未満	
人 口		2	1	0
5,000 未満	I	I-2	I-1	I-0
5,000~10,000	II	II-2	II-1	II-0
10,000~15,000	III	III-2	III-1	III-0
15,000~20,000	IV	IV-2	IV-1	IV-0
20,000 超	V	V-2	V-1	V-0

（注） 人口及び産業構造は、平成 17 年国勢調査によった。なお、産業構造の比率は分母を就業人口総数（分類不能の産業を含む。）とし、分子のⅡ次、Ⅲ次の就業人口には分類不能の産業を含めずに算出している。